

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会第38回定例会・会議録

- 1 日 時 平成18年8月2日(水) 19:00～
- 1 場 所 柏崎原子力広報センター 研修室
- 1 出席委員 新野・浅賀・井比・石田・伊比(隆)・金子・川口・久我・佐藤・  
三宮・杉浦・武本・中沢・前田・宮崎・吉野・渡辺(丈)・  
渡辺(五)委員 以上18名
- 1 欠席委員 阿部・伊比(智)・今井・千原・元井・渡辺(仁)委員 以上6名
- 1 その他出席者 柏崎刈羽原子力保安検査官事務所 金城所長  
柏崎刈羽地域担当官事務所 沼田所長  
新潟県 丸山原子力安全対策課長補佐 市川係長  
柏崎市 田村防災監 布施防災課長  
名塚係長 関矢主任 藤巻主任  
刈羽村 企画広報課 飯田副参事  
東京電力(株) 長野室長 伊藤部長 村山GM 守GM  
杉山 阿部  
柏崎原子力広報センター 押見事務局長(事務局・司会)  
木村 柴野(征)

◎名塚係長（柏崎市）

お待たせしました。今日は局長が出張でまだ戻っておりませんので、かわりに私の方で始めさせていただきたいと思います。第38回の定例会ということで、まだ、予定されている方で1名ほど見えられませんが、時間の方も、今回7時ということで始めさせていただきたいと思います。

出席状況ですけれども、欠席の委員の方は、名簿の出席者にあります通り、6名の方が欠席ということで連絡が入っております。

それから、資料の確認ですけれども、まず、左側の山の方で、次第、それから、前回定例会以降の行政の動きということで、保安院の資料、それから、新潟県の資料とあります。それから、定例会資料ということで、東京電力の資料が何枚か綴ったもの。それから、A3の大きいカラーの資料で、地下探査の計画についてという東京電力資料。それから、委員の方とオブザーバーの方のみですけれども、視察のご案内という資料がいつているかと思えます。

あと、右の方に行きまして、厚い、綴じたので、平成17年度の廃棄物管理状況及び放射線業務従事者の線量管理状況。それから、同じく、保安院の資料で、3号機における再循環系配管の欠陥に関する妥当性確認結果についてという資料。それから、もう一つ、保安院の第29回原子力安全委員会資料ということで、健全性評価制度の現況と今後の取組みについて。それから、原子力発電施設に対する検査制度の改善について（案）というのと、それから、横長の参考資料、これは事前に委員の方には配付してありますので、今日、お持ちでない方がいらっしゃれば手を挙げていただきたいと思います。よろしいでしょうか。それから、同じく、ご説明資料ということで、横長の資料が配付されております。

以上、特に落ちのほうはないでしょうか。

では、会長の方からお願いしたいと思います。

◎新野議長

38回の定例会をこれから開かせていただきます。

毎回、時間を若干でもオーバーしてしまして申しわけないんですが、今日もまた、一応、2時間を目指してみたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

前回からの動きですけれど、保安院さんの方からお願いできますか。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

では、この、一番最初にご紹介いただきました1枚紙の方で、前回からの定例会以降の行政の動きを説明させていただきます。

あと、この時間をちょっと利用させていただいて、前々回の定例会で宿題としてもらっていました、再処理施設と、発電所の中の放射性廃棄物の状況の比較を、この分厚い資料の方で説明させていただきますので、よろしくお願いします。

まず、前回定例会以降の行政の動きの方ですが、1つ目が、福島第一原子力発電所における計器の設定誤り等への対応についてということで、7月6日、こちらの方で行いました。原子力安全・保安院は、上の福島第一の発電所において、可燃性ガス濃度制御

系、FCSの流量計の表示が誤って表示されているものが確認されたことを踏まえまして、東京電力株式会社に対して、原子力発電所に設定されているすべての計器について、適正な指示値を示すことについて点検を行うよう指示しました。これはすべての東電の原子力発電所ですから、柏崎のものも入っています。保安規定に定める監視に用いている計器及び定期検査の判定基準を満たすことの確認に用いている計器については、重要度が高いので優先的に点検して、東京電力の計画では、7月中にそれを終え、報告の予定ということになっていきますので、今日、何らかの紹介があるのではないかというふうに思います。

2つ目が、東芝製原子炉給水流量計等に係る原因究明及び再発防止策に関する改善についてということですが、これ、前々回の定例会で質問をいただきまして、前回の定例会で立入検査に入りましたと紹介をしましたが、その結果になります。原子力安全・保安院は、不適切なデータ処理に関する原因究明や、その再発防止策の妥当性及び実施状況を確認するため、6月22日及び23日に株式会社東芝へ立入調査を実施しました。その結果、改善すべき事項をこちらで3つ、①、②、③と挙げていますが、そういった事項が認められましたので、東芝に対して、8月7日までに改善策及び、その実施状況を報告することを再度求めております。

3つ目が、今日、お時間があれば説明させていただきませんが、検査のあり方に関する検討会の中間報告書の意見募集が7月13日から開始されております。この意見募集、1カ月用いて、8月13日まで行っています。

続きまして、4番目が、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所第3号機における原子炉冷却材再循環系配管の欠陥に関する評価の妥当性確認の結果についてということですが、こちらの件につきましても、後ほど、いろいろとお時間を用いて説明できるかと思っておりますので、この場での説明を割愛させていただきます。

次に、5番目としましては、耐震・構造設計小委員会というものが7月25日に開催されております。前回も若干、紹介いたしました。前回に引き続いて、新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認といったことを、こちらの発電所に非常に関連していることを議論しておりまして、次の第8回は8月8日に開催を予定しております。当然、まだ、原子力安全委員会の指針の方、最終案が出ておりませんので、最終的な結論については、それが出るまでは、こちらもあることはありません。

6番目には、実用発電用原子炉に対する保安検査等の原子力安全委員会への報告についてということで、これは、まさに、我々保安検査官事務所の本業に当たるところなんです。第1回保安検査の結果等、原子力安全委員会に報告しました。違反に該当する事項はありませんでした。関連するところとしましては、こちらの発電所におきましては、「マネジメントレビューの実施状況」を中心に検査を行いました。その他、選定した検査項目に係る保安活動はおおむね良好でありました。一方で、東芝流量計問題につきましても、本店検査も行っておりまして、こちらにつきましても、いろいろと、この原子力安全品質検討会等、東電の方で対策として立てているものを確認しましたが、取引先登録制度において、調達先の品質保証体制を含む技術審査等において改善すべき事項というのが認められましたので、今後の取り組み等をまた確認していくというふう

に考えております。

最後に、定期安全管理審査の評定結果の通知ということで、こちらの方は、まず、事業者の行っている定期事業者検査のやり方について、こちらの原子力安全基盤機構が審査して、その報告をこちらの方に持ってくるものですが、その結果、今回、対象となりましたのは柏崎刈羽原子力発電所第2号機と第6号機の定期検査に係る定期安全管理審査でしたが、いずれの審査につきましてもB評定。B評定というのは、若干、改善すべき点はありますけれど、事実的に行い得る評定となっております。

前回からの行政の動きとしては以上ですが、それで、前々回の定例会で中沢委員の方から質問をいただいていたもので、六ヶ所村ラプソディーの映画で出てきたという照会がありました、この再処理施設で出す放射性物質が、1日で原発の出す1年分になるというような内容があったということで、こちらの方もいろいろ確認しましたところ、どうやら、そういうような計算を出しているところがやっと見つかりまして、それに対する説明ということになるかと思えます。

まず、そういった説明をしているのが、「グリーンピースジャパン」というところがホームページに出していますけど、これ、私の組織のホームページじゃないので、ちょっと今日はコピーはしませんでしたけど、そちらのホームページの、2002年11月22日の記事のところに、資料として、再処理工場からの放射能は1日で原発1年分というものをやっていました。

中沢委員からは、私、宿題としてもらっているのは、それが正しいのか正しくないのかということなんですけど、こちらの中身を見ますと、どうやら、それぞれの工場、原発の管理目標値として掲げてあります、これ、ベクレルの単位なんですけど、それを単純に足し合わせて比較をしているだけということになりまして、それをもって我々に対する被ばくの影響とかを議論するという点においては、これら間違っていると思えます。

ベクレルの単位ですので、当然、それぞれの物質がどれぐらいの放射能を出すかといったものの単位でありまして、そもそも、原子力発電所と再処理工場、やっている事業が全く違って、その出している放射性物質の種類も違います。ですから、これを比較するのであれば、やはり、それが被ばく量としてどのような量になるのかといった比較が必要だというふうに考えます。

それで、当然、我々原子力安全・保安院も、それぞれの施設が出している放射性廃棄物を管理しておりまして、その報告書というのが、この分厚い報告書になります。こちらの方の、ちょっと中身を見ながら、どういう状況なのかというのを説明させていただければと思えますが。

その映画の状況からいって、これは、要は、施設の外にいる一般の公衆の人たちに対する線量として比較するとどうなのかといった内容になるかと思えます。この原子力施設における放射性廃棄物の管理状況及び放射線業務従事者の線量管理状況について。一番分厚い資料になります。

それで、これが、5ページですかね。放射性廃棄物管理の状況ということで、一般公衆に与える影響としては、気体廃棄物及び液体廃棄物の放出量がこれに当たるというふうに考えております。

まず、通常の原子力発電所はここに、(1)の①に、実用発電用原子炉施設とありま

すが、こちらのものになりまして、それで、例えばどういう目標値で普通の原子炉を管理しているのかと申しますと、この最初の3行ぐらいにあります、これは原子力安全委員会の設定しています、発電用型軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針というのがございますが、こちらの方で、施設周辺の公衆の受ける線量目標、年間、50マイクロシーベルトと定めていまして、これをちゃんと達成するように出されているのかといった、我々、管理していますし、そういったものを達成できるよう保安規定も定めております。

それで、では、結果はどうかと申しますと、この50マイクロの、さらに低い値の年間1マイクロシーベルト未満でありましたということですね。そういう状況になっています。

一方、再処理施設につきましては、④のところ再処理施設の報告がありますが、これ、目標値みたいなものは、先ほどの50マイクロシーベルトというのはいませんが、こちらに保安規定等がありまして、これで一体どういう値を出しているかといいますと、ミリシーベルトと申しますと、0.022ミリシーベルト、上のマイクロシーベルトに合わせると、22マイクロシーベルトになります。この値よりも、当然、再処理施設は低い値で、この平成17年度は、年間、1マイクロシーベルト未満ということになっております。

ただ、現在の状況はどうかと申しますと、ご存じの方も多いと思いますが、再処理施設は、少なくとも平成17年度は、本格的な操業に入っていないくて、ある意味、平成18年度に入って、アクティブ試験といった、より実際の操業に近い形になっていますので、その放射性廃棄物の放出の状況については、また、平成18年度の報告書等を参考になさるのがいいかと思えます。

といったことで、中沢委員の質問に答える形としては、1日で原発で出す1年分の放射能といったものは、私の方で確認したのはグリーンピースのものしかありませんでしたが、グリーンピースの出している計算は正しくありません。ただ、結果、本当に出していないのかということについては、実績値をこれから見ないと、それはわからなくて、今後、このような形で、実際、何マイクロシーベルト出るのかというのをちゃんと見ていきたいんですが、ただ、先ほどありました、22マイクロシーベルトという値ですね、これ以下になるようには、当然、やっていますし、これを超えるようだと、当然、施設を止めることになります。この22マイクロシーベルト、法令基準と比べてどのような値かという、その22マイクロ、法令基準は1ミリシーベルトになっていて、法令基準の45分の1の値になっています。ですから、法令の定める基準より大分低い値ですので、多少、軽水炉から、多少といっても10の何乗のオーダーできいてくるかもしれませんが、多少多くなっても、そもそも設定している値が一般法令基準の45分の1ですから、さして心配する必要はないのではないかというふうに考えております。

ちょっと、説明、長くなりましたが、以上です。

◎新野議長 ありがとうございます。

では、県の方からお願いできますか。

◎丸山課長補佐（新潟県）

原子力安全対策課の丸山と申します。

前回定例会以降の県の動きにつきましてご説明をさせていただきます。お手元の資料をごらんください。

まず、第1ですが、安全協定に基づく状況確認ということで、去る7月11日に柏崎市、刈羽村とともに、月例の状況確認を行いました。主な確認内容は記載の4点でございます。

1号機から7号機の6月中の保守点検の状況。

それから、2番目は、5月、6月の不適合管理状況の概要でございます。何段階かのグレードで不適合管理状況を分けていますが、Bグレードは5件、Cが13件、Dが1件という報告を受けました。特に、Bグレード5件の中では、けが人が発生した件数が3件ということで、これについても東電の方でも対応したというふうに聞いております。

それから、3番目ですが、18年度の第1四半期の工事計画の概要、これにつきましては、3号・4号機のECCSのストレーナーの取り替え工事ということでございます。

それから、4番目が、1号機の第14回定期検査及び定期事業者検査報告書について確認をいたしました。

次に、東京電力への県からの要請についてご説明をさせていただきます。

まず、配管のひび、3号、4号の配管のひびでございますけれども、前回の地域の会定例会で、3・4号機につきましては、県民の安全安心を第一に考えて、取りかえも含めた慎重な対応を求めているというふうに6月議会での知事の答弁をご紹介させていただきました。後ほど説明があると思っておりますけれども、3号機、4号機に関する、今回の東京電力の対応につきましては、県民の安全と安心を第一に考えた県の要請にこたえたものと受けとめております。

県といたしましては、7月21日に技術委員会を開催いたしまして意見をお聞きいたしました。その意見を踏まえまして、26日に東京電力に対しまして、そこに書いてございますが、3号機の連続運転継続に当たっては、安全に十分留意するとともに、配管交換後はひびの状況を公表するよう要請したところでございます。

次に被ばく線量管理についてですが、7月12日に2号機の管理区域内で作業員が管理目標値を超える被ばくをしたという報告がございました。県といたしましては、作業員の放射線管理を非常に重要なことと認識をしております。直ちに東京電力に対しまして、計画線量の遵守を含めた安全な運転管理の徹底と、今回の事案についての再発防止策の報告を求めたところでございます。

このことにつきましては、7月21日に開催しました技術委員会で議題として取り上げまして、委員会の意見を踏まえ、同じく26日に、被ばく線量管理を含め、人身の安全について十分留意する要請をしたところでございます。

3番目が技術委員会でございますけれども、ただいま申し上げましたように、7月21日に原子炉再循環系配管で確認されたひびの評価と対応についてと、それから、作業員の被ばく線量管理を含めたヒューマンエラーへの取り組みについてを議題といたしまして開催をいたしました。

委員会からの意見は、配管のひびにつきましては、東京電力のひびに対する健全性評価は適切である。配管の取りかえは県民の安心を確保する上から妥当な対応であるとの意見がございました。

また、被ばく線量管理につきましては、入退場時の放射線量の管理を強化することは妥当である。業者に自分を守るという意識を持たせる教育も大切であるという意見がございました。

これらの委員会の意見を踏まえまして、先ほど申し上げたように、東京電力に対しましてそれぞれ要請をしたところでございます。

以上で、前回定例会以降の行政の動きについて、説明を終わります。

それから、前回の定例会で武本委員からご質問がございました。P L R配管（再循環系配管）に関して、新潟県の考え方を福島県と比較をして説明をしてほしいというご質問があったかと思えます。それについて簡単にご説明をいたします。

まず、私ども県の基本的な考え方でございますけれども、原子力発電所につきましては、何よりも地域住民の安全と安心を最優先した安全運転の徹底を図ることが最も重要と認識しておりまして、東京電力に対しましては、これまでも繰り返し要請をしてきたところでございます。

原子炉再循環系配管のひびにつきましては、東京電力による健全性評価の結果と、その対応策について、その都度、技術委員会に指導・助言を求め、その結果を踏まえ、県として判断し、必要な対応をとってきたところです。これが県の基本的な考え方でございます。

1号機につきましては、6月の定例会でご説明をいたしましたけれども、応力腐食割れ対策によって進展が抑制され、40年間、その健全性は確保されているという評価、そして、ひびについては継続的に監視するという対応策。これについて、5月に開催いたしました技術委員会の結果を踏まえまして、その評価・対応について妥当であるという判断をしたところでございます。

3・4号機については先ほど申し上げたとおりです。

福島県の考え方についてご紹介をしたいと思います。福島県は、立地地域の信頼を確保する観点から、安全・安心の確保を最優先にした点検・補修を行うなど、慎重に対応するよう事業者に求めておりまして、ひびが見つかりました福島第二の3号機については、慎重な対応を求めたというふうに聞いております。

以上が、私どもと、それから、福島県の考え方でございます。

以上でございます。

#### ◎新野議長

ありがとうございました。

では、引き続きまして、東京電力さん、お願いいたします。

#### ◎長野室長（東京電力）

それでは、お手元の資料に基づきまして、前回以降の動きについてご説明をいたします。

まず、一番表に総括ということをつけてございますが、不適合関係では、公表区分Ⅲが2件、それから、以前に発表いたしました不適合関係の続報が1件。それから、定期検査関係が2件。その他の情報が3件。それから、一番最後は6月の定例会でご報告をしました、制御棒が1ノッチ抜けてしまったという、警報が出たという案件、以上について、今日、ご報告をしたいと思います。

それでは、1枚めくっていただきまして、不適合関係の1ポツ目でございますが、これにつきましては、後ほど、また別の資料でご説明をいたします。計画線量超えの発生でございます。

それから、2ポツ目でございますが、運転中の7号機でございますが、気体廃棄物処理系の高感度オフガスモニタの指示値上昇についてでございます。

これは7月19日に発表しておりますが、原因といたしましては、燃料棒の被覆管に微小な穴が発生し、ガス状の放射性物質が原子炉冷却材中に漏れ出した可能性があるということで、その後、出力を80万キロワットまで下げまして、放射性物質が漏れ出した可能性のある燃料集合体の調査を行いました。その調査の結果に基づき、疑いのある燃料集合体周辺の制御棒4本を全挿入いたしまして、当該燃料集合体の出力を抑制し、7月25日にプラント出力の上昇を開始し、7月31日に定格熱出力一定運転に復帰しております。

この漏れ出したものについては、燃料から出た放射性ヨウ素については、そのほとんどが原子炉の中の水中に溶解込みますので、浄化装置で除去しております。それから、ガス状のものについては、気体廃棄物の処理系に設置されている装置で十分に減衰しておりますので、外部への影響はなかったということでございます。

それから、続きまして、不適合事象の続報ということでございますが、これは3・4号機の再循環系配管のひびの関係でございます。これは、後ほど、また、別の資料でご説明をいたします。

それから、◎の2つ目、定期検査関係でございますが、3号機が定期検査を終わりました、7月24日に原子炉起動、27日に発電を開始しております。従って、現在、7基中、6基が運転中ということでございます。

それから、次のページに参りまして、その他発電所に係る情報ということで、7月6日、7月11日、7月31日とございますが、これは3つとも関連した案件でございます。先ほど保安院さんの方から、冒頭、お話があった、当社の福島第一原子力発電所で計器の設定に関わる不適合があったということで、保安院の方からすべての計器について点検を行うよう指示が7月6日にあり、7月11日に、その点検計画を保安院の方に提出をし、その点検結果を7月31日に報告をしたというものでございます。

7月31日のところを見ていただきますと、点検の結果、福島第一では、運転上の制限を逸脱する事象が2件、確認されておりますが、当発電所につきましては、そのような事象はないということを確認しております。今後、取りまとめを行いまして、保安院の方に正式に報告をする予定でございます。

それから、1枚めくっていただきまして、これは6月の定例会で一度ご報告した案件でございますが、3号機で、定期検査に入るために、制御棒、185本でございますが、全挿入して原子炉の運転を停止し、その後、「制御棒ドリフト警報」が発生したと。この「制御棒ドリフト警報」と言いますのは、制御棒が所定の位置にない状態となったことを示す警報でありまして、制御棒185本のうちの1本が全挿入位置から1ノッチ、約15センチ引き抜けていたというものでございます。

1本の制御棒については等間隔、15センチ間隔で25カ所の溝が設けられておりまして、その1つを1ノッチと言っておりますが、25カ所のうちの1つが引き抜けてし



まったというもので、6月の定例会でご報告をいたしました。その際に、調査結果が出ましたらご報告をいたしますということで、今日、調査結果についてご説明をしたいと思います。

当該制御棒につきまして、関連する炉内の構造物、それから、制御棒位置表示装置、そういったものを調べたところ、異常がございませんでした。従って、原因は、原子炉停止作業の過程において、制御棒駆動機構に設置されている爪が制御棒の溝に十分かみ合わずに引っかかったような状態で停止していたために、駆動機構の爪が外れて1ノッチ抜けてしまったというふうに推定をいたしております。

今後につきましては、この爪が溝に確実にかみ合うように、全挿入が確実に実施されたことを確認するような操作手順に改訂をすることとしております。

前回、時系列をとということでございましたので簡単に申し上げますと、5月12日の零時26分に当該制御棒を全挿入しております。185本すべての制御棒を挿入したのが、同じ日の4時36分でございます。翌日の5月13日、16時26分に警報、制御棒が所定の位置にない状態となったことを示す警報、「制御棒ドリフト警報」が発生しております。5月16日に当該制御棒を通常挿入いたしまして、1ノッチ下がっていた状態を解消し、全挿入状態にあることを確認したということでございます。

以上でございますが、もう1件、前回以降の経過の中でご説明をさせていただきたいんですが、お手元に、カラーのA3の資料、前回定例会で発電所敷地周辺の地質構造について調査を行うということをご報告いたしました。具体的な内容が、計画がかたまりましたので、ご説明をさせていただきたいと思っております。

#### ◎村山GM（東京電力）

それでは、お手元の資料に基づきましてご説明いたします。A3カラーの裏表版の資料でございます。

調査の目的といたしましては、指針改訂の原案の基本的なところ、発電所周辺の地質をより詳細にということところがうたってございますけれども、それにこたえるような資料を得るためということで、発電所周辺の地盤及び地質構造を明らかにしようということでございます。

主たる目的といたしましては、柏崎平野の下に存在するかもしれないとされる、その伏在断層の有無というのが1つの目標になっております。

調査の期間でございますが、測量などにつきましてはお盆明けから9月の中旬ぐらいまでの一カ月間。実際に調査いたしますのは、9月上旬から10月の下旬ぐらいまでの約2カ月程度を予定しております。

調査の場所でございますが、皆さん、ちょっと裏の方をごらんいただきたいと思います。裏の方はポンチ絵でございますが、発電所を挟みまして南と北に、少し色の濃い青で書いてございますのが主たる測線ということで、柏崎平野を横断するような形で設定いたしました測線でございます。

北-1ということで、柏崎の宮川から妙法寺までの約8キロ。それから、南-1ということで、松波地内の松波町から曾地峠付近までの約9キロというのがメインの測線でございます。

これらの測線のデータを補完するような形で、例えば北-2測線では、敷地の外に数

少ないボーリングデータとして、送電線を建設するときのボーリングデータがございまして、それらのデータとの相関をとりたいということで北-2測線。それから、南の方は余りデータがなくて、発電所の敷地内のデータがございまして、それらのデータをずっと、メインとなります南-1測線まで引っ張っていくというようなことで、荒浜から松波までずっと引っ張るような測線で、それぞれ主測線を補強したいというふうに考えてございます。

戻っていただきまして、調査の方法でございまして。今回行います地下探査というのは、起震車という、起震車というのは、真ん中辺の図面、写真がございましてけれども、道路の幅によって使い分けはいたしますが、人工的に路面に小さな震動を与えて、その震動が地中の中を伝搬していく際に、地中内の密度や硬さによって、その反射や屈折を起こします。その戻ってきたものを地表にある地震計で測定いたしまして、地下構造を明らかにしようという試験でございまして。例えば石油探査とか、あるいは中越地震の後で、小千谷では、こういったようなものが実際にも実施されておるところでございまして。

ただ、機械としては非常に珍しい機械でございまして、例えば白っぽい、大きなトラックみたいな車で、国内には17台ほどしかないというような、比較的珍しい機械ではございまして。

この機械を使いまして、30メートルから100メートル区間のところは、当然、片側交互通行というような状況で作業を進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

ちょっと裏面に行きまして、具体的に調査関係の工程でございまして、再度申し上げますけれども、現在、今、手続関係を進めているというところでは、今、警察、それから、道路管理者との協議は大体整った状態になっておりまして、あとは、これから申請関係の手続をしなければいけません、それらが残っていると。各町内会の会長さんとかには、事前に既に説明を始めているといったところでは、お盆明けから測量をいたしまして、先ほど申しましたように、9月、10月で実際の調査を行い、その後、解析を実施いたします。年度末ぐらいを目標に評価結果を出したいというふうに考えております。

一方で、指針の改訂の方でございまして、6月21日にパブリックコメントが終了いたしました。現在、分科会の方が開かれておりまして、パブリックコメントの取りまとめ作業をやっておりまして、若干、ちょっと、パブリックコメントの、かなりコメントの数が多かったというようなことが新聞等で伝えられておりますけれども、それらを踏まえまして、8月ないしは9月といったところで制定がなされ、それらに基づいて、私どもとしては、新しい基準、改訂指針に基づく評価計画というものを国の方にお出しする、そういったようなステップを踏んでいくこととなります。

今回の調査結果を踏まえまして、断層モデルを設定するというようなことをこれからやっていって、機器、建物の耐震性の評価をやっていきたいというふうに考えてございます。

以上でございまして。

◎新野議長

ありがとうございました。

前回からの動きの中ではないんですが、沼田さんの方からちょっと、この間の運営委員会の経過で、9月に持ち越した経緯等、ちょっと一言、つけ加えていただけますか。

◎沼田所長（資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所）

資源エネルギー庁地域担当官事務所の沼田でございます。

前回からの動きとかではございませんけども、私ども資源エネルギー庁の方では、今、原子力立国計画というようなことを、審議会を開いて検討してございます。その中で、エネルギー政策に関しまして、原子力政策、核燃料サイクルの動きなども検討してございますので、そのご説明を次回の9月の定例会の方で資源エネルギー庁の方からご説明をさせていただきたいと思っております。

といいますのは、来週に最後の審議会がございまして、そこで最終的に決定をするというふうに聞いてございまして、その決定が出た後にご説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

◎新野議長

ありがとうございました。

運営委員会では8月にこのテーマでというような提案もしていたんですけど、タイミング的に9月の方がいいだろうということで、また、追って、ご案内になるんですが、9月にそのお話が聞けるということですので、よろしくお願いいたします。

では、ちょっと時間がずれているんですが、地域の会でおくれ気味で申しわけないんですけど、先回の5日に勉強会をさせていただいた後に、本来の活動外で保安院さんからの、たまたまの参加の枠をとっていただいて、渡辺（丈）委員と武本委員が先回の講師の方の帰り道に同行させていただいて、中越地震のところとかの断層を見学させていただく貴重な機会を得ましたので、ほんの一言ですが、代表して、渡辺（丈）委員の方から簡単に感想を伝えていただきたいと思います。

◎渡辺（丈）副会長

今、会長からお話がありましたように、この地域の会から武本委員と私が参加させていただきました。都合、12名の参加であったと思いますが、3台の車に便乗しながら視察に参加させていただきました。

私も、初めて、ああいう現場といいますか、そういうものを見せていただいたわけですが、やっぱり、見てみる必要があるなというふうな感じがいたしました。特に、片貝断層とか、私どもが、日ごろ、片貝ってというのは花火というような印象を持っておりますけれども、なかなか、そこにはそういうふうな活断層があったんだなというふうな印象を持ちましたし、長岡地域振興局のご案内で、山古志の被災地に入りました。これはすごく私どもがびっくりするぐらいの状況でありました。懸命な、今、災害の復旧をやっているというようなことで、これは大変なことだなということもわかりましたし、ああいう山古志の皆さんが、これから復興された後に住んでいただければなど、こういうふうな願いも感じてまいりました。

その一方、一番震度の高かった川口なんですけれども、車で走っている印象は、ここで地震があったかなというふうな印象を持ちました。つまり、山古志であったような、まだ、車が川のところで横たわっているとか、あるいは家がかしがついているとかというような、そういう様子が見受けられませんでした。ただ、印象的なのは、やはり、断層

が動いたなということの証として、田んぼの畦道が多少曲がっているとか、こういうふうな事象は見受けられることができました。私も素人でありますので、ついて行ったというような様子でありますけれども、その他に、他の活断層の十日町だとか、六日町とか、そういうところも拝見させていただきましたが、いずれにしても、8時半から19時半までという、強行軍の中で、一応、見せていただいたというようなことです。

入広瀬の板谷というところで昼食をとりましたけれども、そばは旨かったなど、こういう印象であります。大変失礼いたしました。

◎村山GM（東京電力）

すみません。ちょっと1点、補足させてください。

先ほど地下探査のルートをご説明いたしましたけれども、一部の方から追加要望等が出ておまして、まだ、これは最終版というわけではありませんので、そこをちょっとご了解いただきたいと思います。

追加分については、今、検討しているところでございます。

◎新野議長

まだ最終決定ではないということですね。ありがとうございます。

では、内容の中の（2）、（3）、（4）というのは、前回の運営委員会の内容を委員には報告をしておりますけれど、特に詳しくご説明をいただきたいということで、別枠にしておりますので、この（2）、（3）、（4）はまた別として、ここまででちょっと切らせていただいて、質疑がありましたらお願いいたします。

では、こちら側の武本さん、佐藤さん、宮崎さんの順でお願いします。

◎武本委員

東京電力に、2点、質問というか、確認をさせてもらいたいと思います。

1つは、制御棒が抜けたという話ですが、先回、長野さんの話は、心配ないんだよという話をして、その後、制御棒はブレーキで、ブレーキが抜けるというのは、そんなに頻繁にあるのかという質問をしたら、西田さんが稀なことだみたいなことを言ったと思うんです。

今日、そういう中で、こういうようなブレーキが緩むみたいなイメージでいるんですが、そういうのはよくあることなんですかということに対しての、この間の話では、初めてですみたいな話だったもので、そこらのことが、私はかなり深刻にとらえているんですが、そこらのことがどうなのかということをお補足説明をお願いしたいというのが1点。

もう一つは、地下探査の話です。ルートの話で、私は、この間の議論にも参加したんですが、これをもう1回見てみて、こういうふうにはできないかということ、こういう場ですから、言ってみようと思います。それは、南-2測線と北-2測線をつないで、逆L字型みたいな形でルート設定すべきではないか。理由を言います。そういう言い方です。いいですね。今の北-2測線の白い部分を大湊まで延ばして、大湊から海岸沿いに南-2測線の北端につなげという、こういう意味のことを言っているんですが、それはですね、説明の中で北-2測線を選んだ理由が、送電線ボーリングがあるからここを選んだという説明をしました。敷地の中は600本を超えるボーリングをやってあって、非常に丁寧に調べている場所です。そこと、今回の調査をつなげる意味で、海岸線に、大

湊へつないだらどうかということ、せつかくの機会ですから、回答というよりも、言うだけ言っておきたいと思います。

以上、2点、質問しました。

◎新野議長

では、後半の方はまだ、お答えは即、ないでしょうから。

◎伊藤部長（東京電力）

それでは、言葉だけではなかなか、ちょっとわかりづらいんですね。それで…。

◎新野議長

ちょっといいですか。関連で質問、ありますか。今の武本さんのお答えを、今、いただくんですが、それに関するもので、もし関連があれば一緒に質問をしていただいて、一緒に答えていただきますが、よろしいですか。

◎伊藤部長（東京電力）

今回の事象の場合は、制御棒が入ってから三十何時間でしたか、36時間とか、その後1ノッチ落ちたという事象でございますけれども、こういう長い時間が経ってから1ノッチ落ちたというのは、これは全く初めてなんです。ところが、構造上、制御棒を入れておくときに、ボタン操作の微妙な具合で、一番最後まで行かないで、離れた瞬間に1ノッチ落ちると。1ノッチ落ちたのを確認して、もう一度押し込むという操作は稀にはあると、そういう事象でございます。

◎新野議長

武本さん、いかがでしょう。

◎武本委員

それでよろしいです。

◎新野議長

結構だそうです。ありがとうございます。

では、佐藤さん、お願いいたします。

◎佐藤委員

私の質問はちょっとレベルが低いといえれば低いかもしれませんが、さっきの長野さんの報告で、定期検査関係というところで、定期検査の、原子力発電所の発電開始についてというところがありますよね。一般的に、起動して、発電を開始して、大体、1カ月ぐらいで負荷試験をやって、それで正式に営業運転と。別に発電を開始したときから電気にはかわりはないので、恐らく電気は電気として売られているんだと思いますけれども、そういうパターンを、大体、全てのプラントではそういう形で、大体1カ月ぐらいで総合負荷試験をやって合格ということだったと思うんですが、何げなしにいろいろ見ていたら、実は、それを、そういう状態を随分外れていて、1カ月どころか3カ月以上も総合負荷試験をやっていないというのがあったというのがわかったものですから、それについて聞きたいんですが。

2号機、たまたま、さっきの保安院の報告によりますと、何か、B評価ということらしいんですけども、それが、2号機は去年の12月26日に発電を開始したと言っているんですが、営業運転を始めたのは、実は今年の5月9日ということになっているんですよ。そうすると、何か、3カ月半近くも、発電を開始しましたよ、起動しましたよと

言ってから、言ってみれば、何カ月ですか、5カ月近くかかってですか、そういうことは今まであまりなかったと思うんですが、これは何かあってこうなったのかなという、そういうことなんで、それについてちょっとお聞かせいただきたいということなんです。

◎伊藤部長（東京電力）

私も、実は来たばかりですが、この当時、いたら、とっさにお答えできるんだと思いますけれども、ちょっと今、回答する答えを持ち合わせておりませんので、次回、お答えしたいと思います。

◎佐藤委員

保安院はどうですか。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

これについては、私の方で、この後、答えようと思っていたんですが、約5カ月ですかね、この間にも、実は、一度は総合負荷試験をやろうとやったこともありました。ただ、その際に、東芝の流量計問題とか、そういった不適合事象に当たるようなことがあったんで、試験を途中で止めたとか、そういったことがありました。ある意味、この総合負荷試験について条件が整ったという状況が、この5月の時点だったということになります。ですから、我々の方の判断も入っていたということですね。

普通の営業運転状態と、この総合負荷試験前の状態がどう違うかと申しますと、当然、これ、定期検査の期間中に入るのも、もし不適合があった場合は、我々、即座に止めることができます。ですから、そういった意味で、我々の判断がしっかりとしやすい体制の中で調整運転をしてもらっていたという表現が一番わかりやすいかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

◎佐藤委員

ちょっと意地悪く考えると、発電はしていると、実質営業運転と同じで発電をしているということになると、定期検査を3カ月とか4カ月、延ばしてやったというふうに受け止めてもいいわけですよ。要するに、本当は、12月26日だと、1月の下旬には総合負荷試験をやって営業運転ですよというのが、5月9日以降から計算して13カ月先ということになれば、それは電力会社の大サービスということになるんじゃないかということになるわけですよ。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

多分、そういうことは、東電さんが今度説明するかと思いますけど、そういうことは多分難しく、当然、起動したときには、その燃料の装荷とか、そういうものは、その後の13カ月運転を前提にやっていますから、実際、起動してからある程度燃してしまうと、当然、止めないといけないんですね。ですから、我々の定期検査を延ばしたプラスアルファで13カ月かという、そういうことにはならないと思います。ちょっと私、手元に今、具体的なデータがないので、ちょっとそれは答えられませんが、ですから、佐藤委員の今のご懸念は、多分、当たらないというふうに思います。

◎佐藤委員

でも、出力が上がらなければ上がらないで、例えば、これは110万だから、103万とか108万でも、定期点検の、5月9日から13カ月までは何とか引っ張って、出力が上がろうが上がるまいが、燃料が大分切れてこようが、そういう形で運転するわ

けでしょう。だって、そういうのは聞いたこともあるし、実際に見たこともあるし。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

ですから、権利上、可能かと言われれば可能だと思いますけれども、原子炉の設定とか、いろいろございますので、実際は難しいと思います。

あと、13カ月の話ですが、これですね、一応、13カ月と法律で決まっていますが、電力需要の状況に応じて、ある程度延ばしたりということは可能ですので、そういった範囲内でおさまっているとは思いますが、ちょっと具体的な数が今ないので。

◎佐藤委員

それも知っています。

何となく、環境が整わなかったからといって3カ月半も延びるというのは正常な形じゃないんじゃないかというふうにちょっと感じたものですから、そういう意味で、やっぱり引っかけたんですよ。

◎新野議長

そういうふうな感覚を持つ者もいると。そういうふうにとらえていただくと…。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

我々としては、ある意味、合格証を渡すような状況になるまでにそれぐらいの時間がかかってしまったという、そういうことなので、むしろ、我々がもし危ないと思った瞬間にすぐに止められるような状況を長く続けてもらったという、そういうご理解をいただけるとありがたいんですが。

◎武本委員

例えばね、私もそれを見て、12月の何日かの東電のホームページには、今回ののにもありますよね。3号機が動いた一月後ですか、あるいは、来月の下旬には営業運転に入りますと書いてありますよね。12月の発表には、そのように書いてあるんですよ。ところが、5月9日に営業運転が始まりましたという中に、4カ月遅れましたという理由も何も書いていないんです。ですから、そんな目で見なければいいんだけど、それは1週間遅れたぐらいは、いろいろ、誤差の範囲だというふうな感覚はありますが、何カ月も遅れたときに、なぜ遅れたのかというのは、本来、東京電力なのか、国なのか、県なのか、知らないけれども、そういう理由はやっぱりちゃんと公表するのが親切というものだと思いますので、言ってることとやっていることと、かなり違うなという思いは私もしましたよ。それだけ。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

ただ、我々としては、ある意味、我々のコントロールのきく中で、安全な状態で、ちょっとキープするのが長かったということですので、ちょっと、次回、どういう状況だったのかというのを若干準備して説明したいと思います。

◎新野議長

そうですね。もし説明いただけるのなら。やっぱり、今の質問者からすれば、この時間が、この通常を超えていたんじゃないだろうかという前提の質問だろうと思いますので、お答えがいただければと思いますので、よろしくお願いします。

では、あとは、次へ移らせていただいてもよろしいですか。たくさん質問をいただけると思うので、次にまたお願いいたします。

では、(2)の方に移らせていただいて、管理被ばく線量超過の件について、これも前回からの動きの中にありましたので、それをもっと詳しくご説明という要望をこちらからしました。

◎伊藤部長（東京電力） 先ほどお配りしたものの中に、18年7月12日ということで、「協力企業作業員の計画線量超えの発生について」という紙があるかと思えますけれども、そちらと……。

◎新野議長

東京電力さんの方から、前回からの動きの中、定例会資料の中の3枚目ですね。

◎伊藤部長（東京電力）

このプレス文に沿った形で、ちょっと、じゃあ、前段説明いたします。

2号機で定格出力運転中だった7月11日のことでございますけれども、ちょうど2号機が起動から6カ月目ということで、7月11日に、実は、原子炉建屋、それから、タービン建屋の管理区域、どちらかといえば、比較的、線量の高いエリアで、6カ月目の線量測定、エリアの線量測定を行ったということでございます。

お願いしたのは、そういう線量測定に非常に技術を持った会社をお願いしたわけでございますけれども、そのお願いした元請けのAさんという方が、彼は、実は、こういう線量測定、7年の中堅どころの方なんですけれども、線量測定7年とはいえ、実は福島方面で長くやっております、柏崎に参ったのが3月ごろということで、柏崎では3カ月ぐらいの経験だったわけなんですけれども、その方が、原子力建屋、タービン建屋の管理区域のある一部分の測定を請け負ったわけでございますけれども、そのときに、計画線量というのがありまして、これは作業計画上の、きめ細かくそれを遂行するというための管理手法ですけれども、作業計画だとか、作業方法、こういう測定をするんだとか、作業時間はどれぐらいかかるんだとか、それから、その場所の放射線の量はどれぐらいであるとか、普通にその業務をやれば、このぐらいの線量でおさまるだろうというようなことで、計画線量をその会社が、作業に先立って、立てております。それは1日の線量として立てたわけでございます。それが0.8ミリシーベルトという計画線量をもって作業に臨んだわけでございますけれども、実はその作業が終わって、出ようとしたところが、退出のときに、1ミリを超えたようなときは警報が鳴るんですけども、その警報が鳴ったと。1.03ミリシーベルトだったと。0.8ミリシーベルトの計画線量に対して1.03ミリシーベルトだったということでございます。

そこら辺の経緯について、ちょっとこれで説明、時系列を説明したいと思います。

このAさんですけども、午前、午後と書いてありますけど、午前中は下見のようなもので、全然、線量を受けておりません。ここにちょっと、時刻とか、入退域のあれとか、線量計警報設定値とありますけども、原子力発電所に入るときには、必ず、この警報が鳴る線量計を持って入ります。この警報の鳴る線量計は、その警報設定値が、その1日の計画線量に連動しております、今回の場合は0.8ミリシーベルトの線量に対して0.9掛けの、0.72ミリシーベルトという線量が設定されまして、彼はその線量計を持って入域したわけでございます。

午後に本格的な測定を始めたわけでございますけれども、彼はベテランで、ベテランというか、7年程度の中堅で、福島では非常に経験もあったということで、彼自身は自



信を持って行ったんでしょけれども、なかなか、彼が思ったとおりに、順調に測定ポイントを測定し切れなかったということで、まだ、自分が1日でやろうと思っていたポイントを全部終わらないうちに、この線量計が警報を発したと。これを出たところ、0.73ミリシーベルトだったということでございます。計画線量が0.8ミリシーベルトですので、彼はまだ残線量があるということで、3回目、今度は仲間を呼んで、2人に入ったようでございます。このときは、ですから、今度は0.8に対して、その残線量0.07の9掛けということで、0.06ミリシーベルトという警報設定の線量計を持って入ったというところでございます。

ところが、ここで、非常に問題行動があったのは、0.06ミリシーベルトで警報が発したにもかかわらず、約束事としては、警報が鳴りましたらすぐに出てくださいと、管理区域を出てくださいというのが、従事者になるときの、防護教育というのを、全員、社員も、協力会社さんも、全員受けて、試験まで受けてなるわけなんですけども、そこで教え込まれているはずなのに、彼としては、もう少し、もう少しということで、どうも出てこなかったと。作業を継続してしまったというところで、実は、この2回目、午前から通すと3回目ですけど、3回目の作業で0.3ミリシーベルトを受けてしまったということで、合計として、実は1.03ミリシーベルトを受けていたと。それで入退管理装置を通ろうとしたところが、ここで警報が鳴ってしまったという事象だったのでございます。

それで、こういう事象がどういうところに問題があるのか、それに対してどういう対策をとるのかということで我々も検討いたしました。

測定作業に時間がかかったと。これについては、本人も、同様な測定は福島でも経験があるということで、行けばできるだろうというような甘い考えがあったんじゃないかと。会社の方も、彼なら、行けばできるんじゃないかというようなことが考えられます。

それから、もう1点として、管理区域を退域した後に、すぐに再入域しています。約束事ですと、一旦、その警報が鳴って出た場合には、管理者に連絡して対応を考えることになっているわけですけども、気が動転したのかどうか、残りを早くやってしまいたいという気持ちが働いたのか、彼はすぐにまた再入域してしまったということで、これも、再入域のときに、一体、どのくらい線量に残りがあるんだろうか、どのくらい業務があるんだろうかということで、再入域前の事前検討というのがやはり不十分だったということなんだろうと。

それから、やはり、当該者の教育、当該者の教育とか指導不足とか、それから、やはり、当該者の認識不足というのがあったんじゃないかろうか。あるいは、要因というわけじゃないかもしれませんが、歯どめとして、どうも入退域システム、我々が構築しているシステムは、どうも歯どめとして働かなかった部分があったんじゃないかというような反省も出てきているわけです。

3番目ですね、2回目は共同作業者の待機指示がなかったと。一緒に働いているんですが、要するに、線量計は非常に大きな音が1分間鳴り続けます。ですから、一緒に、本人はもちろん、本当にびっくりするような音が出るわけですけども、本人もさることながら、一緒に働いている人だって、その音を聞いているはずですから、おい、おまえ、

出るよとか、おれはもうだめだから、いっぱいだから出ますよというような、当然、そういうことがあってしかるべきだったのに続けたということで、両人のコミュニケーション不足、それから、両人の認識不足というのがやはりあったんじゃないかというふうに考えております。

対策のポイントとしてちょっと考えて、今、実行しているわけでございますけれども、ここに主なものを4つ挙げていますけれども、1つは、個人線量計の警報が鳴った作業員を直ちに再入域させないように入退域管理装置のソフトウェアを変更しましょうと。計画線量になった時点にはまだ計画線量はあるわけですから、そこら辺をよく検討して、連絡なり何なりをもらわない限りは入れないような、そういうゲートの役割をソフトウェアに持たせようというふうなことで、変更を今、考えております。これは9月末を目途に実施を予定しておるわけでございます。

それから、もう1点として、協力企業への業務管理の徹底をするということ。これは、やはり、教育の問題というのが、1つ、やっぱり大きな問題があったのかなというふうに考えてございます。特に今回の場合は、来て3カ月ということ、3カ月の間、いろんなところの線量の計測はやっているわけでございますけれども、この場所の、当該場所の測定というのは6カ月目の測定でしたので、彼自身は初めてだったわけでございますけれども、そういう意味で、そういう転入者に対する教育も含めて、もう少しちゃんとやってくれというようなことを言っているわけでございます。

さらに、作業に入る前に、きっちり、その放射線作業はこういうもので、こういうことをやっていて、ちゃんとそういう徹底を明確にしなければいかんというふうに指示したわけでございます。

それから、さらに、作業責任者に連絡すべき事項とか、周知すべきこととか、そういうものをしっかり明確化してくださいよというのを、当該会社にはきつく指示したわけでございます。

さらに、水平展開ということで、この会社も含めて、我々のところで働いていただいている各社の全作業員に対して、再度、というのは、一度、全員、本当は防護教育を受けている、対処方法は学んでいるわけでございますけれども、再度、個人線量計の警報の鳴動時の対処方法の再教育を実施ということで、これは8月上旬を目途に進んでいるわけでございます。

もう1点は、これを二度と起こさないような事例として、高線量下で働く作業員に対しては、これを事例として事例検討会をそれぞれ行うことによって、それぞれの会社でも、こういう同じようなことが起こらないようにしてほしいということを実施しているわけでございます。

先ほど来、放射線防護教育という説明出てまいりました。この教育の話は非常に重要なものだと思いますので。

先ほど来、教育が大事だということで、発電所で働く従事者は、全員、実はこういうテキストで防護教育を受けて、これが1つの、条件になっているわけでございます。それで、当社として、こういうテキストをつくりまして、これは入所前の教育ということで、これだけでほとんど1日をつぶすような授業でございまして、さらに、これでテストもちゃんとあるというような、中身はあまり、一々言うのは、今日のあれではござい

ませんけども、なかなか中身もいろいろ、濃いものがございます。

それで、例えばですね、先ほど申し上げたところだけちょっと紹介しますと、例えばこういう掲示がございます。管理区域内作業における遵守事項というのがありました、その中の1つに、万一、APD、これがアラームがついた、警報がついた線量計の略語ですけど、APDの警報が鳴ったら、直ちに作業班長に連絡し、その指示に従い、管理区域に出るといようなことが記載されているわけでございます。これを1日かけて勉強するということが条件になっているわけでございます。

以上ですけども、先ほど、1ミリシーベルトという数字ですけども、お手元の紙にもございますように、線量限度自体は、年間の線量限度というのが50ミリシーベルトというふうに決めてございまして、さらに、5年、100ミリシーベルトという、5年間の線量限度も決めてあるわけでございますけれども、この年間の線量限度に比べましても50分の1という大きさでございまして、例えば、例として書いてあるのは、東京からニューヨーク間を1回往復したときが0.19ミリシーベルトですから、その5倍ぐらい。あるいは、胃のレントゲンが0.6ミリシーベルトといいますから、その2倍弱ぐらいという線量だということでございます。この点については以上ということでございます。

◎新野議長

今、ご説明いただいたんですが、質問のある方、意見とか。

浅賀さん、お願いします。

◎浅賀委員

今、伺いまして、浅賀ですが、単純な、私は非常に何か憤りさえ覚えるような気がします。

というのは、今の最初の説明で、7年ぐらいの中堅どころの、しかも、放射線量を測る作業員だという、そういう専門職でいながら、なぜこのようなミスがあるのか。本当に呆れますよね。私の近しい若者が、孫請けなり、下請けなりに、みんな、地域の人たちが勤めておりますけれども、その作業に入る前に、1週間から10日ぐらい、教育があるっていうふうに聞いております。それなのに、なおかつ、この7年の中堅どころ、しかも、そういう作業をする人がこういうミスを犯すということは、何か、私ら市民はいろんなことでこういうことを心配しているわけですよ。

実は、先週末に、27日にトンネル事故があったかと思うんですが、刈羽の。それで、救急車や消防自動車が発動したことが、市民にとっては原発の方に向かったぞと、どういことなのか、ちょっと調べてくれないかという電話さえあったというふうに聞いております。それぐらい、安全性なり、普段の生活の上で心配をしているわけですよ。これが本当に、今、初めて起こったことなのか、こういう作業、今までにもあると思うんですけども、運転を開始してから何十年というこの間に初めて起こったのかということ伺いたい。

それから、この後、この方はどうされるのでしょうか。被ばくをしたからって、わずかな量ですけども、今、胃カメラがどうのこうの、何がどうのこうのって比較されましたけど、数値は確かにいつもそこがまやかしたと思うんですね。確かに少ないし、問題になる数値ではないけれども、わざわざそれを余計に被ばくしなくてもいいわけですよ。

ですので、この方が、今後、こういう作業をまたなさるのかどうか。また、ちゃんと健診なり、そういうことを受けられているのかどうか。

それと、もう1点は、1人となっておりますけれども、本当にこの作業は、この2号機のところでお1人だったのか、その辺も伺いたいです。

◎伊藤部長（東京電力）

今のご指摘、私自身も同感のところ、実は、多々、あるようなところもありまして、確かに、この方、線量管理に携わっている方ですから、いわば放射線の専門家でなければいけないと。放射線の専門家である限りは、発電所のルールは的確に守っていただかなければいけないということでございます。

今回の場合、こういう1ミリシーベルトを超えたということなんですけども、警報が鳴ったらすぐに出るというのは、これは、先ほど、入るときの教育もご紹介しましたけども、これ、いろはのいの字だというふうに我々も考えてございます。

これを彼がそのときどういう気持ちで破ってしまったのかというのはちょっとあれなんですけども、自分なりの、やれると思っていたのが、ついやれなくて、もう少し、もう少しというところがあだになったのかなと思っております。

こういう計画線量、いろいろありますけども、1ミリシーベルトを超えて不適合ということになりましたのは、今回、もちろん初めてということでございます。

それと、先ほど、健診も含めてどうこうという話も出ましたけども、先ほどの線量限度を申しましたように、線量自体は、健診とか、そういうものは全く必要のないレベルだと考えてございます。

また、彼自身も、今はちょっとお灸を据えられていると思いますけども、さらに再教育をしていただきまして、これを任せられる力量があるということであれば、また、この業務に着かせるか、どの業務に着かせるかは、そちらの会社の采配にかかってくると思いますけども、この方は絶対に入れないということにはございません。それは、こちらの、何かやる業務の力量があるというふうに改めて認められれば、そういう業務についていただくということになるかと思えます。

◎新野議長

今の質問の中に、今現在は、今されていた仕事はしていないということの認識でよろしいんですか。

◎伊藤部長（東京電力）

すみません。今、今日時点でやっているかやっていないかはちょっと、私、把握していません。これが起こった直後は、何ていいますか、入らないでお灸を絞られているという話は聞いておりましたが、申しわけございません、今の時点で入っているか入っていないかは、ちょっと私、わかりません。

◎新野議長

では、再教育を受けたということは事実ですか。

◎伊藤部長（東京電力）

それは事実でございます。

◎新野議長

で、お1人だったんでしょうか。この最初の前半は。

◎伊藤部長（東京電力）

最初の前半は1人で、というか、定型化した業務でございますので、普通は1人で十分できる作業という認識だったということでございます。

◎新野議長

9時を目指していたんですが、もう（3）があるので、それを踏まえて、でも、やっぱり聞きたいのはよくわかります。それで、今度は、お答えになる方と質問の方がもっとより要領よくお時間を使ってください。お願いします。

石田さん、では、先にいいですか。

◎石田委員

石田と申します。

今、お話をお聞きしていると、東京電力さんは全然部外者であるみたいな言い方に聞こえてくるんですね。私、今、聞いていませんとか、理由は何だったのか聞いていないですけど、まだできるだろうと思っていたのかどうかわかりませんが、そういう言い方であるというのは、すごく、私たちには、とても高いところから見ていて、関係ないと思っているのかなというふうに聞こえてきます。

で、この方、きっと、この人はどうだかわかりませんが、周りに同じような経験をしている人が何人かいるんじゃないかと思います。こういうのを聞いていると。このぐらいなら大丈夫だと。それこそ今、言っているように、東京からニューヨーク、往復したぐらい、片道、乗ったぐらいとかというような、そんなレベルで言っているのだから、作業の人たちも、大丈夫、大丈夫、こんなことぐらい何ともないんだぐらいに言っているのではないかと思います。

ですから、この協力企業さん自体がそういうふうなのか、それとも、一般的に、皆さん、そうなのか、こういう捉え方でしかないのではないかと思います。東京電力さんが、今、捉えている程度ぐらい、このことはやっぱり、あまり良いことだとは言えないと思いますし、もう少し、東京電力さんがしっかりと構えて指示していただきたいと思えます。指示なんていう言葉では済まされないとは思いますが、少なくとも、今、このような会の場所での説明の仕方としてはすぐわなかったのではないかと思います。

◎新野議長

それはちょっと感想として伺って、結局は、0.8という基準がありながら、それが何だったんだろうという思いがあるわけですね。

宮崎さん、お願いします。

◎宮崎委員

関連した話なんですが。

東京電力がよそ事のように考えているということ、ちょっと私がお聞きしたいのは、対策のポイントの中に、なぜ、線量計を超えたら次の人が入るんだという、そういう対策はなぜ上げられないんですか。

というのは、私、私の頭の中には、再循環配管の検査とかというときには、短時間で仕事を終わらせて、規定量の線量を浴びたときには次の人と交代して入るんだよと、そういうことを何か聞いていまして、タッチして、次々、次々、こう入っていくものだから、交代要員が常にいるんだというふうに私は考えていた。

今回の場合も、なぜ、東電さんの、この下請けに対する教育じゃなくて、仕組みが、この人が線量を超えたら、次、誰をタッチさせるんだということがあるのかなのかという、そういう計画性はなぜしなかったんですか。そういうことが、だから、こんな教育、教育といったって、仕組みをなぜしなかったのかというのが、非常に私、疑問に思っているんです。そういう対策をなぜあそこにも上げないのかということをお聞きしたいです。以上。

◎伊藤部長（東京電力）

東電の主体性が出なかったというのは、多分、それは私の説明が悪くて伝わらなかったんだと思います。ですから、まず、第1点目というのは、お答えの1つにあったかと思いますが、被ばくした作業員を入らせない、入退管理装置のソフトウェアの変更ということでございます。

ただし、その会社で、さらに計画をして、まず残線量があると、それについて、私どもの方に的確に説明があれば、再入域は許すという仕掛けになっております。ですけども、ここで、一旦、止めるということは我々は大事なんだろうというふうに考えてございます。

あと、さらに、先ほどの対策もそうですけども、時系列もそうですけど、ああいうふうな時系列、それから、原因究明とかは、この起こした協力企業さんと、当社の放射線管理部門が、本当に何時間も膝詰めで、何ていいますかね、この事象を再認した結果だにご理解いただきたいと思います。

さらに、この3番目、4番目も、各社に指示というふうな、実施となっておりますけど、当社の主体性として、例えば事例検討というか、資料を提供するとか、そういうことで各社に強くやっていただくということでございますので、当社が他人事のようにただやっているということは当たらないということをちょっとご理解していただきたいなと思っております。

◎新野議長

では、協力企業さんが主体でお任せして報告を受けるだけじゃなくて、提案をしたり、資料を提出したりという、完全に協力体制があるんだということですよ。そうすると、宮崎委員が言ったような、そういうような提案がされているんでしょうけれど、そういうこともまた提案すれば可能だということですよ。場合によってはね。

◎伊藤部長（東京電力）

ええ、場合によっては。

◎新野議長

いつもいつも、うまく仕事ははかどるとは限らないということ。

◎伊藤部長（東京電力）

ですから、作業によりましては、ですから、あらかじめ計画の中で交代要員を用意してやるというのはもちろんございます。これは入退管理システムの装置の役割として、ここで一旦考えてもらうという意味のソフトウェア変更でございますので。

◎新野議長

被ばくした人は二度とその日は入れないようなシステムに切りかえるということですよ。センサーが鳴ってしまった人は再入室ができないようなソフトウェアにするとい

うようなことですよ。

◎伊藤部長（東京電力）

続けて入れない。続けてというか…。

今回の場合は、鳴って、出て、そのまま、また、すぐにまた戻ったと。

◎新野議長

じゃあ、午前には鳴って、お昼を食べたら、午後にはまた入れるんですか。そういう続けてなんですか。

◎伊藤部長（東京電力）

いや、これは、だから、違うんですよ。これで言いたいのは、その…。

◎新野議長

要するに、1日の0.8を超えたら入れないんでしょう。

◎伊藤部長（東京電力）

入れないです。

ただ、0.8の計画線量のと看、0.8では鳴らないですから、その手前で鳴りますから。

◎新野議長

9掛けでなつて、そしたら、一応、入れないという認識をするんですよ。そうすると、その日の仕事が滞るわけだから、万が一に備えて次の人員は配置せよというような提案はできるでしょうという話。

◎伊藤部長（東京電力）

作業によって、そういう作業もちゃんともちろんあるわけですけども、それはいろいろな作業があります。

◎前田委員

私はですね、今日のお話を聞いていて、ああ、東電さんも大変だなと思つているなと思つます、正直言つて。東電さんは、こういう結果を絶対望んでいないから、規則の中でも、当然、こういう結果にならないようにやつたんだろうと思つんですけど、多分、作業員には戻つて作業をしなければならぬ、多分、理由があつたんだろうと思つます。それ以外、考えられぬですもん。

だから、そここのところは、東電さんも、よく作業員の方と調査されて、そここのところはやつぱりちゃんと把握なさつていただいて、そういう外堀を埋めるのも結構ですけども、原因はやつぱり取り除いてもらいたいなと。そうでないと、やつぱり、また、こんなつまらんことで、まあ、つまらんという言い方は悪いですけど、大変だなと思つました。以上です。

◎伊藤部長（東京電力）

調査の全体をなかなかここでご説明できませんけども、それは何日間も当事者とやりながら究明していつたわけです。

◎渡辺（丈）委員

東電さんの社員であれば、福島から柏崎に來ましたと。これは必ず異動してきつたわけですから、教育訓練記録は残りますよね。残りますね。それで、東電さんの場合はわかるんですけども、今、この方は、Aさんは、福島で7年の経験をし、あるいは延べ7

年かもしれないんだけど、今年3月に来ましたと。これの教育訓練を柏崎としてやった、その下請けさんの記録はありますか。

◎伊藤部長（東京電力）

作業員名簿で出してもらっていますけども、作業員名簿で、そういう経歴ですね、7年というのがありましたけども、柏崎に来て3カ月というのは、ここではちょっと私、答えられません。

◎渡辺（丈）委員

じゃあ、よろしいです。要は、こういうことが起こるといことは、そういうことなんでしょうね。経験だけを記録の中で洗って、あるいは、福島でこうだよ、これが間違っているんですね。福島は福島です。柏崎は柏崎ですから。柏崎で、その経験はわかったと。そこに、こういう訓練をしてありますよというものが東電さんに提出されて、初めてこの人が入場できるんですよ。そういう仕組みにしないと、こんなの、いつまでもたっても、教育しましたよという話だけになってしまうんじゃないかという心配をしますから、ぜひそういうふうに見ていただきたいと思います。

◎伊藤部長（東京電力）

この方、だから、3カ月、他の線量測定、低いところの線量測定はほとんど毎日入って測定しているわけなんですね。ですから、今回やった作業について、彼が1人で入ったのが適任だったかどうかというのは、これは確かに疑問が残るところだと。

◎渡辺（丈）委員

要は、ルールを守ってほしいしわけですよ。そうすれば、こんなことは起こりませんから。そういうことが、そういう業者に周知徹底されるためには、そういうふうにしていかないと再発しますねという心配をしますから、お願いします。

◎新野議長

要望としては、多分、地域の会で以前にも何回もお願いしていたところが、社員の方だからとか、元請け、一次、二次とかということではなく、すべて中のことの作業が東電さんの責任のもとにうまく回るように配慮していただきたいという要望が、確か、何回か出ているので、その一貫として、その原因が、ただ線量計でなく、多分、前田委員さんの意見とすると、そういう背景も含めてきちんと把握して、やっぱり、それなりの能力のおありの企業なんだから、それを多少望むというところの意見なんだろうと思いますので、そういうふうに解釈していただいて、また検討していただければと思うんですが。

もう1つ、まだ難しい（3）も（4）も控えているので、この辺でよろしいでしょうかね。

◎中沢委員

確かに、対策でいろいろ、作業者に、協力会社の方に、この基準を超えないように守れということを徹底指示されても、やはり、作業者の方は、守らなかったらどうなるんだろう、健康に対しての影響がどうなるんだろうとか、そこら辺まで詳しいことを、やはり、教えないといけないと思うんですが、私、聞いた話によりますと、白血病の労災認定基準が、年間、5ミリシーベルトなんですよ。アメリカでは、科学アカデミーが、1年間に20ミリシーベルトの被ばくでも、約1%の人が放射線に起因するがんに



なるというようなことを言われています。それで、この放射線業務従事者の被ばくの管理ということで、これ、出ているんですけども、この中で、東京電力の柏崎刈羽、それから、福島ですね、第一、第二。特に第一ですね。この発電所で、15から20ミリシーベルト、線量を被ばくされた方が非常に多いんですよ。柏崎刈羽の場合は、178名の方が被ばくされている。福島第一の方では193名。他の発電所を見ると、浜岡の方は118名で、あとは、ほとんど10名とか、ほとんど2桁ぐらいで、100人を超えた、200人ぐらいですね。5ミリシーベルトを超えた人の合計をすると1,000人以上になりますね。どっちもね。

ということで、こういった被ばくをされている方に対して、東京電力として、どのような対策というか、これは、やはり、病気に、がんになるおそれがあるわけですからね。こういった人に対して、どういうふうに感じていらっしゃるのかというようなことをちょっとお聞きしたいと思うんですが。

◎伊藤部長（東京電力）

何を答えたらいいか、ちょっとあれなんですけども、我々としては、もちろん、線量限度というものが課せられていますから、線量限度よりも十分低くしたいと。なるべく低くしたいというふうに考えてございます。

それで、20ミリシーベルトぐらいがほとんど上限になっているかと思えますけれども、年間で言いますと50ミリシーベルトに対して、我々は20ミリシーベルトを超えない程度の線量になっているというところで、さらに、それを、そういうところ、作業線量を下げていきたいなというふうに考えております。

被ばく低減というのは、我々も、ですから、それは最重要だというふうに考えてございます。

◎中沢委員

どういうことで、この被ばくを防ぐというか、そういう対策はあれですか、具体的には。

◎伊藤部長（東京電力）

例えばですね、次の話題にも出てきますけども、例えば再循環系配管の、次のところに高周波誘導加熱という言葉が出てくるんです。そういう処理をするんですけども、その場合には、最初に配管を、作業に入る前に、例えば化学除染をしております。化学除染をして、線量を下げて、それから作業に入るというような手だて。だから、そういうふうに、大きな放射線量の工事については、必ず、工事方と、それから、線量管理の人たちと話し合いながら、線量をできるだけ下げるにはどういうことをやったらいいのかという対策を立てながら工事を進めているということでございます。

◎新野議長

ありがとうございます。

何か、時間をもっとあれば、また有意義な会話もできるんですけども、今日はこのところで、ここまで終わりにさせていただいてお願いいたします。

(3)の、3,4号機の再循環系配管の取り扱いについてのご説明をいただくんですが、もう、皆さんの時計も、私の時計も一緒でしょうが、もう15分しか残りませんので、これはもともと伺っているのが専門的な話でないので、要するに、姿勢というか、

考え方の部分をご説明いただければいいと思いますので、数字というよりは、そういうところの、どうしてこうするとか、ああするとかというような、そういう説明が難しいのはよくわかるんですけど、住民に答えていただくというところで、専門的でないような資料の中をかい摘んでご説明いただけますか。

◎伊藤部長（東京電力）

3号機と4号機、原子炉再循環系配管に超音波探傷検査の結果、ひびがあったと。それについて、健全性評価というものを、これは平成15年から電気事業法に入りまして、平成16年からは、こういう再循環配管にも適用できることになったわけですが、それはどういうものかと言いますと、検査の結果、ひびがあった場合には、それを技術基準と比べまして、それが健全性が保てなくなる期間というものを評価して、それを国に報告しなさいと、経済産業省に報告しなさいというのが制度のあらましでございます。

それで、今回、3号機については、ここに書いてある、溶接した部分ですね、溶接線の部分に沿って、深さ3ミリ程度、長さが1センチ程度のひびがあったものに対して、今、ご説明したような健全性評価を実施したということです。

それで、例えば、これが、亀裂の深さがどういうふうに進展していくかというのを評価した結果でございます。ここに赤い線が入っているところが制限値。ですから、深さ方向については、なかなか進展していかないという評価になっています。30年たっても、まだ、この制限値のところまでは届いていないということでございます。

今度は長さの方でございますけども、長さについての進展度合いを評価したのがこのグラフでございます。先ほど、傷は1センチ程度と申しましたけども、多少多目に、これは超音波探傷でもいろんなやり方がありまして、非常に基本的な、傷を見つけるときの、超音波探傷のときの数値なんですけども、先ほどの10ミリというのは、この後に、もう少し、精度よく測ったときの長さが12ミリなんですけども、その12ミリを使わず、安全側に26ミリから出発して、どのぐらいの、例えばひびが進展して、基準、これは60度相当の長さに達するのかわかりませんが、これを評価したのがこの図でございます。13.7年ぐらいかかるであろうというふうに考えたわけでございます。

それに、さらに、その進展した5年後、13年後のひびの状態、事故相当の力、地震相当の力を加えてみても、健全性が維持されるということを確認したというようなことでございます。

この制度上、5年以上の健全性が認められた場合は、国としては最大5年の間は許容するという制度になってございます。

当社としては、この3号機の対応といたしましては、5年以上、13年という結果の上で、要するに、健全性の結果を踏まえた上で、このひびの、次回の定検のときに、原子炉再循環系配管のひびを、実は、この原子炉再循環系につきましては、計画的に、先ほど言った、高周波誘導加熱応力改善法ということで、ひびを防止するような、予防するような措置を順次やっていっているわけです。例えば4号機は今回の定検でやっておりますし、1号機は前回の定検でやっているわけですが、3号機につきましても、次回の定検で、先ほど申したように、かなり大がかりに化学洗浄したりしながらやっていくわけですが、その工事に合わせて、次回のときに、この配管を取りかえるという工事をやろうというふうに考えてございます。

ただし、次回までの運転中は、通常の監視に加えて、当該部分に温度計を設置しまして、異常な温度の上昇がないということを監視しているわけでございます。

それから、4号機につきましては、これ、たくさん矢印が書いてありますけども、先ほど申しましたように、高周波の誘導加熱処理というのは、まだやっていない、この継ぎ手の部分すべてに、今回、計画したわけでございます。この工事のときには、高周波加熱をやる前後で超音波の傷の探査をするわけでございますけど、そのときに、1カ所、曲がったようなところが溶接で引っついていてるわけですが、ここの部分にひびが確認されたということでございます。

これにつきましては、今回、このように大規模な工事を実施中でございますので、実は、4号機の方はまだ評価は出ていない状態なんですけれども、今回の定検で、この当該配管の取りかえを実施してしまうということを決めているわけでございます。

さらに、ちょっと時間もないのであれなんですけど、参考として、1号機にもあったじゃないかということかもしれないんですけども、1号機の場合は、これは高周波加熱で配管の内面を、圧縮されるような応力に変えた部分に見つかっているわけでございまして、進展性がないということを確認している。それで、反射源なんていう言葉を使っていますけども、そういうことでございます。1号機の場合は、この部分を40年間にわたって評価したとしてもひびは進展しないというものを確認しているわけでございます。ここについても、次回、定期点検で、こういう評価の妥当性を確認していくということを考えているわけです。

#### ◎新野議長

ありがとうございます。

では、続いて、金城所長さんの方から。

#### ◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

じゃあ、関連して、そういった形で評価を行った結果、報告書が原子力安全・保安院の方にも出てきました。その報告書の内容を審査した結果、この東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所第3号機における原子炉冷却材再循環系配管の欠陥に関する評価の妥当性確認の結果について。7月24日付のペーパーですね。紙でいうと2枚紙のペーパーになります。

それで、東京電力から出てきた報告書を我々の方は評価しました。何を評価したかという、その評価の方法や結果について、妥当であったかということを確認しています。

まず、評価の方法についてですが、当然、我々の方で出している文章にのっとっているのを確認するのは当たり前ですが、それとともに、先ほど、技術基準の話がありましたけど、もしよければ、現物をお持ちしていますので、ご覧いただければと思います。こういう、結構分厚い、技術書になります。もし、せっかくの機会ですから、回していただいても結構なんですけど。

こういった、これ、維持規格2002年版を使って、1つ、古いやつで、今、回覧しているものはまだ規制の中では使えずに、審査の段階にあるやつですが、1つ前の2002年版を用いて、しっかりとやっていますということが確認されています。それは、先ほどのペーパーの3ポツ、評価の方法の中で1つ1つ確認しています。

続きまして、では、結果についてなんですけど、この紙のページ数で3ページ目の4ポ

ツの方から始まります。

まず、4ポツ、(1)、欠陥の発生原因ですが、これにつきましては、これまでも、我々としても事例を幾つも見ていますし、東電からあったように、SCC（原子炉再循環系配管の応力腐食割れ）により発生した欠陥であると推定しているということで、妥当だというふうに判断しています。

欠陥の形状と大きさですが、評価に用いたものとして、深さが3.5ミリで、長さ方向に26ミリといったものを用いたのは妥当だというふうに判断しております。この計測の場には、こちらの方の独立行政法人原子力発電基盤機構が定期検査でしっかりと立ち会って、ちゃんと計測しているということをその場で確認しております。

続いて、欠陥の評価結果、(3)ですが、そういった技術基準等をちゃんと用いて計算した結果について、これは5年後の進展ぐあいはどうなるのかというのが、この基準等の中に決まっておりますので、東電からの報告、10.3ミリ、これはSCC（原子炉再循環系配管の応力腐食割れ）と、あと、疲労をあわせて10.3ミリに伸びますと。長さ方向に123ミリということですが、これにつきましても、先ほどの独立行政法人の方で独自にしっかりと追計算して、東電より若干大きくなっていますが、深さ方向10.6ミリ、長さ方向127ミリということで、おおよそ、同じような数字が出ているということで妥当性確認をしております。

では、この技術基準等に適合しなくなるような時期はいつかということについては、東電の結果は13.7年後ということですが、我々の方で独自に計算した結果では13.3年後ということで、こちらの方も我々の方が若干保守的に出ていますが、5年間使う分に当たっては十分な評価になっているというふうに結論づけております。

評価の結果に基づく補修等の措置ですが、こちらにもありますように、5年間の運転が許容される評価となりました。事業者は、今回は補修等の措置は実施しないということにしているということで、今後、補修等の措置を計画的に実施するまでの間、欠陥の解釈にのっとり、継続検査を実施するという事も確認しております。

東電の方の説明にもありました、まず、この健全性評価制度ということにつきましては、これ、前々回の定例会だったと思いますが、その状況につきましては、こういったペーパーもつくって、適宜、ペーパーは、この原子力安全委員会に出した4月27日付のペーパーであります。こういったものを原子力安全委員会に報告してチェックを受けながら、この制度の運営は進めているところであります。

以上です。

◎新野議長

ありがとうございました。

時間が迫りましたが、質疑がないわけにはいきませんので、また、要領よく、お願いいたします。

今のところ、何人、いらっしゃいますでしょうか。これに関する質問をしたい方。意見でもいいです。

では、一応3名承りましたので。

宮崎さん。

◎宮崎委員

前から疑問だったことをお聞きします。

ひびの進展ということと言われるんですけども、ひびというのは一度できると切れて進むだけで、次のひびってというのは、どこかに出るとかっていうことはないんですか。

何を心配しているのかというと、ひびって、1個できて、1個で伸びていくんじゃないかと、わっと出るんですよ。何個がばばっと出るんでしょう。

◎伊藤部長（東京電力）

出るときもあるし、出ないときもある。

◎宮崎委員

そうでしょう。そうすると、亀裂が進むだけじゃなくて、また次の年までに出れば、進展じゃなくて、ひびとひびがつながっていけば、非常に早く、進展なんていうものじゃなくて、くるくるとつながっちゃうじゃないかという疑問がありまして、進展、進展で、この安全の評価をされているけども、ひびのできる、何ていうんですか、発生度合いとか、そういうものってというのは検査対象になったり評価の対象にならないものなんですか。それをちょっとお聞きしたいと思って。

◎伊藤部長（東京電力）

この健全性評価については、先ほど、最大5年で許容されるとありましたけれども、要するに、この5年間、何もしないのではなくて、次の定検のときにはまた検査します。その次の定検のときにも検査します。そういうことで、それは十分監視できていくんだらうというふうに考えています。

今回の場合は、3号機の場合は、次回の定検で切ってしまうということですので、それ以上はないんですけれども。

◎宮崎委員

それで、では、ここの3号、4号は、前回のときには、これ、みんな、確認されているひびなんですか。

◎伊藤部長（東京電力）

前回のときは確認されておられません。

◎宮崎委員

そうすると、突然、ぽんと出てきたわけですよ。

◎伊藤部長（東京電力）

そうですね。

◎宮崎委員

そうすると、この次までにまたぽんと出るひびがあるというふうに考えるんですが…。

◎伊藤部長（東京電力）

ですから、例えば3号機をずっと5年間使うんだとしたら、次回の定検でまた調べます。その次の定検でまた調べますし、で、状況が変わったら評価し直すこともあるかもしれません。

◎宮崎委員

ぜひ、この、継続、ひびの発生の仕方もよく観察していただきたいというふうに思っています。

以上です。

◎新野議長

武本さん、お願いします。

◎武本委員

前提を言います。制度ができました、こういう計算をやりました、ほぼ同じ結果がありますという大前提が、測定が正しいということが前提です。そして、進展の予測、今、長さや深さのグラフを出しましたが、これが、私は、前回、何にもなかったのが、既に5ミリの深さの、50ミリの長さのやつが生まれたという4号のことを聞いて、そんなに早いのか。測定がいい加減だったのか、そういう不信を持つんですね。

東京電力にはこういうことを要請したいと思います。4号がゼロからたった1年で、これだけいっぱい深い傷になったということ、あの進展速度と合っているという証明をしてください。あの説明はもう間違っているということになると思います。いいですね。今日すぐなんて言いませんよ。

金城さんに聞きます。こういう数字の前提が過去の実績で、測定でこうだったのか、10年後にはこうなるだろうという幾つかの実績からつくった経験式で議論しているはず。その基礎データ、幾つあって、そういうことになるのか、そこさえ、申しわけないけども、国も電力も信用できません。なぜならば、これを言います。盛んに改良したという、そのABWRの、そのタービンが、これは応力腐食じゃないですが、これは、プラントメーカーが設計し、電力会社が承認し、国が認めて、恐らく、試験もやって、備えつけた機械が異常運転を始めたばかりに、志賀ではがたがたになっている。浜岡では、営業運転、1年、終わって、再開したばかりに、とうとう止まりましたよね。これは、皆さんがみんな合格証を出したやつですよ。こういうことが起きていながら、動かしたい理由は保安院にも東京電力にもあるでしょうが、今ほど、多々説明したのが、今起きていることと違うことが、の説明になっていると思いますから、国には、測定値が本当に信用できるんだ、そして、その将来予測が合っているんだという説明、私は先回、無傷だったものが、既にこれだけ、宮崎さんの言葉を借りれば、次々と生まれるということがもう予測の外れでないか。一応、測定誤差もあったんでしょう。だから、測定誤差の最小値も入れて、今回の測定値を入れて、1年間でこれだけ成長しましたということが予測曲線に合っているということの説明は国にあるはずだし、東京電力が検査をちゃんとやれるということは、私は検査もできないし、何が起きているかわからないというのが、少なくとも、私の不信です、不安です。

本当に、最近の原発の状況を見ると、改良しましたというハフニウムがいっぱい割れていたというのが、この間、ありました。で、今、タービンがこういう状態。こういう中で、健全性制度、前提がもう疑われているんですよ。

それで、県にも言いたいと思います。今、どういう心配をしているかということ、1号機、異常がありませんよと動かしたわけですよ。3号機、傷は浅いけれども、来年、変えますという説明ですよ。4号機は、今年変えますよ。傷の深さでも何でもありませんよ。非常にまちまちな対応、場当たりの対応をしているということに対して、物すごい不安がありますよ。

それで、大騒ぎした、この会ができた契機というのが、こういうひび割れ隠しだったわけですね。そのときには、全部調べて、異常があったのは全部交換したんですよ。そ

れで、無傷になってスタートしたのが、もう、たった1年でこういうざまだと。これは、到底、納得してください、変わりましたとか何かいうことは全然信用できないですよ。

そういうことから、まちまちな対応はより不信を招きます。ということと、説明が事実を裏づけるような説明になっていない。誰かが書いてくれたものを説明しているというのはわかりますが、だったら、4号機がゼロからスタートして、これだけの傷にたった1年でなるということ、あのグラフの中で説明してください。もうグラフが外れているということになりますから。

以上です。幾つか質問したつもりです。今日答えてくれとは言わないですから、次のときまでに記録は出してください。

◎新野議長

回答は可能ですか。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

まず、保安院の方からですが、幾つか質問があって、こちらの方の質問でないものもありますが、ちょっとこちらの方で、今、答えられる範囲で答えますと、測定につきましては、先ほども若干説明しましたが、実際、事業者がやっている測定の場に我々の方もそれなりの専門家を出して、今回、しっかり見えています。今ある知見の中で、できる限りの、それは今後、想定していない事象が起こる可能性については否定しませんので、今ある知見の中では、精一杯のことはやっております。

4号機のひびの進展ですが、我々ちゃんと事業者のほうに、この結果を持ってきてもらった時に確認しております。確かに1年間で新しく発生して進展する範囲内だったと思いますので、これは東京電力さんの方で準備できるかと思います。

あと、では、式を、こういったデータを見ているのかということについては、必ずしも一致しないかもしれませんが、我々、見ているものとして、この原子力安全委員会の資料の、例えば後ろの方に参考に、下のページで9ページという資料がありますが、これまでも、こういったひびなどについては、いろいろ、点検をしてきて、この資料の中で示している範囲でも、ここで継ぎ手の調査結果とございますが、少なくともこれぐらいの数は調べてきております。ですから、そういった、これまで調べてきた実績をどういった形で進展の評価に生かしているのかということについては、ちょっと持ちかえらせて、確認させていただきたいというふうに考えております。

あと、対応がまちまちということですが、少なくとも、この健全性評価制度、しっかりとした規格になっていまして、5年後に使えるのか使えないのかといった安全上の基準は一律でしっかり設けています。例えば3号機で申しますと、今回、5年後も使えるということですので、我々としては使ってもいいという判断をしています。あとは、やはり、事業者さんなどの方で、皆さんの安心の度合いを上げるとか、あとは、当然、事業者さんの方でも、それぞれの工程、いろいろな補修工事等の工程、予定がありますから、その中で最適化しているのではないかとこのように考えております。申し上げたかったのは、基準はしっかりと、5年後に使えるかどうかというところで線はちゃんと引いていますということですね。

持ち帰りの、何件かありますが、次までに何とか準備をしていきたいと思っております。

◎丸山課長補佐（新潟県）

県の方からお話をさせていただきたいと思います。

最初、原子炉再循環系配管のひびについての基本的な考え方を申し上げました。その基本的な考えに基づいて今まで対応してきたと思っております。もう一度申し上げますと、事業者による健全性評価の結果と、その対応について、技術委員会に指導・助言を求めた上で、その結果を踏まえて検討し判断をした上で対応しているということでございます。

この健全性評価制度そのものは、さっき、武本委員がおっしゃったように、超音波探傷検査制度そのものが非常に問われているというふうに、福島県もそう言っているわけですが、これにつきましては、先ほど、私どもからの要請の中でご説明しましたけれども、今回、4号機は切ると。3号機は次回の定検で切るということです。そうすると、その切ったところで調べれば傷がどうなっているかわかります。3号機には、1年間、どの程度進展するかがそれでよくわかると。4号機については、UT（超音波探傷試験）の検査と実際のひびがどうなっているかというのは比較できるということで、そういったデータが得られれば、今後、健全性評価技術の進歩にもつながるでしょうし、安全性評価基準の向上にも有意義だということで、配管取りかえ後は、ひびの状況等について調査の上、公表するようというところで、あえて要請をしたというところでございます。

◎新野議長

ありがとうございます。

最後のお答えが一番わかりやすかったですね。多分、そういうこともお答えの要望の中にあっただろうと思うんですが。

◎佐藤委員

県の言っていることも矛盾しているんじゃないかと思うのは、1号機の炉はあれでいいんだと。技術委員会もそういう結論を出して、そして、今度は、3号、4号については、安全・安心の立場から、切ってとるのは非常に評価するんだというのは、どうも前のことと、後、2つのこととは、矛盾するんじゃないかと思うんですが。どうですか。

◎丸山課長補佐（新潟県）

その点、ほかでも言われているんですけど。

1号機については、ひびは、応力腐食割れ対策をとった後に見つかったというのがあるって、進展しないという結果だったわけですね。その結果については国も評価していますし、私ども技術委員会でも評価したということです。

3号、4号については、ひびが見つかった後は、応力腐食割れ対策は、とれないというのがわかっていますので、このままひびがある状態で、何も手だてをしないで運転が継続されるということになります。評価結果で、3号は13年、4号では5年ということで、先ほどのような要請をしたということでございます。

ですから、個々の事象に基づいて東電が実施する健全性評価と対応策について検討するというところで、個々、対応していくというのが私どもの基本的な考え方でございます。もっとも、慎重な対応を求めるのは全般的な話ですけども。

◎伊藤部長（東京電力）

もちろん、おっしゃることに尽きるわけなんですけども、健全性評価を得て、という



ことも大事ですけども、あと、要するに、安全・安心ということを大前提といたしまして、しかしながら、それぞれの事象の特徴ですね、1号機は進展性がなかったとか、あるいは、プラントの今の状況ですね、その工事をやっている、どうなのかとか、プラントの定検結果がどうなのか。そういうことを、やはり、事業者としては総合的に判断して、そのときの決断をして行かざるを得ないということ。

だから、前回もそういうふうに言っていると思いますけれども。要するに、そういうことです。だから、それぞれの特徴とか工程とか、そういうのを総合的に判断して最善であるというふうな施策を打っていくということになるかと思います。

◎新野議長

それでは、川口さん。

◎川口委員

今、大分、ひびが入ったら取りかえるとかという話になっているんですけど、先ほど中沢さんが出したデータというのは、ここが放射線を被ばくしている量が多いんじゃないかというのは、やっぱり、再循環系配管のひびを取りかえて、その結果がああいう結果になっていると思います。だから、ひびがあるからすぐ取りかえるというのが決していいものではないと僕は思いますので、それがちゃんと健全性が評価されるんだったら、やっぱりそれはきちっと把握して、毎年、ちゃんと管理をしながら使っていただければいいんじゃないかと思いますし、ただ、4号機を切った後に、自分たちが評価するのと違った結果が出た。それは、一応、評価をもう1回し直していただきたいなと思います。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

ちょっと補足なんですけど、例えば、今、川口委員がおっしゃられた議論は国の方でも行っていますし、先ほどありました、4月27日のペーパーの5ページ目を見ていただくと、まさに今、補修するのと、いろいろと比較という可能性もあると思うんですけど、例えば、ここでは、ウェルドオーバーレイといった補修工法について議論がされています。5ページ目の④、補修というページをごらんいただけますかね。よろしいですか。

例えば、このバーの2つ目にもありますように、配管の交換ということについてもいろいろと考えなければいけないことがあるんですね。これは、補修方法であるウェルドオーバーレイと比較しての話なんで、ちょっと限定的ではあるんですけど、ただ、こちら、読み上げますと、配管の交換と比較すると、ウェルドオーバーレイといった補修方法は施工が比較的容易で、短期間で補修が可能という特徴もあって、健全性を確保する評価手法が簡易であり、作業者の被ばくや、発生放射性廃棄物の低減といった観点からも、やはり、交換するよりも、こういった補修をとる方がいいというような検討も行っております。

この工法につきましては、米国でもちゃんと恒久的な補修工法として認められていて、過去15年間に1,000カ所を超える実績もあります。

実は、では、これをやればいいんじゃないのかといった、そういう議論もあると思うんですけど、これについて、まさに、先ほど、今、お話ししたような維持規格という中で、どうこれをやればしっかりと進められるのかということ、まさに今、議論している最中でありまして、ですから、おっしゃるように、配管の交換が必ずしもベストな選択肢

ではない。配管を交換する際の、やはり、作業者の被ばくとか、廃棄物の発生という、ある意味で、いろいろな面も考えた上で、事業者を中心にいろいろと意思決定をしているといった状況にあるというふうに考えております。

補足としては以上です。

◎新野議長

ありがとうございました。

今、多分、揺れ動いているときの、何か、いろんな状況なんですね。よりよい方法が早く見つかることがきっと解決策なんだろうと思うんですけど。

今日は、では、この程度でよろしいでしょうか。時間がないことが、大変申しわけないんですが。

(4) なんですけれど、これが、パブリック・コメントが13日ぐらいでしたっけ。なので、そのために、今日、(4)のことがあったんですけど、これはどうでしょうか。

簡単に、ちょっと触りだけお願いできますか。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

せっかく資料を配らせていただいておりますので、このご説明資料というやつ、5分以内で説明を終わらせようと思います。

今、我々の方の検査制度ですね、過渡期というお言葉もありましたが、いろいろと見直しをしながら、また、高度な検査制度を構築するべく、頑張っております。

資料をめくっていただきますと、3ページ目のところに現在の検査の状況の説明があります。今、我々がやっている検査と申しますのは、下に規制当局とありますけど、定期検査、先ほど、2号機の総合負荷の試験などがありましたが、それは定期検査でやっておりますし、定期安全管理審査、先ほどのPLR（再循環系配管）のUT（超音波探傷試験）などの検査は、こういった審査でいろいろ見ていたりします。あと、我々の事務所がやっている保安検査といったものがあったりします。それが、検査期間、約3カ月で、運転が13カ月といった、この時系列の中で整理されています。

めくっていただきまして、4ページ目は、そういったいろいろな検査をやっていますが、どういうものがどの検査の対象になっているのかというのを整理したんですが、一生懸命整理をしても、このように複雑になっています。ですから、これをどうにかしなければいけないという問題意識があります。

5ページ目は、最近やはり、注目しなければいけない事項として高経年化対策といったものがあります。こういったものも、より検査制度の中にしっかりと根づくような形にできないかといった問題意識があります。

それで、今、この検査のやり方をどう変えようとしているのかといったことにつきましては、めくっていただきまして、7ページ目にサマリーをつくっております。

ポイントとしては3点あります。まず、1点目が、高経年化するプラントなど、いろいろありますんで、例えば一律に検査をするというのではなくて、プラントごとの特性を踏まえてできるような検査、きめ細やかな検査に移行できないかということで、この方向性を考えています。

続いて、2番目としては、今はどちらかというと定検といった、停止中に検査が集中

しているんですが、運転中も重要な活動を行っていますので、運転中、停止中を問わず、充実する検査というのを考えています。

3番目は、美浜3号機のような事故を反省しまして、より事業者の方の人的過誤とか、組織要因で起こる事故防止といった観点から、さらに根本的な原因分析といったものもしっかりと検査の中で進められるようにしたいというふうに考えています。

めくっていただきまして、8ページ目は、ここ10年ぐらいの検査制度のいろいろな検討のフロー図になっています。これは参考までに見ていただければいいと思いますが。

続いて、ちょっとページが消えていますが、9ページ目は、では、個別、個別の、プラントごとの検査といったものをやるためには何が必要かといったもので、答えとして出てきているのが、保全プログラムというものを事業者に充実してもらおうといったことを、今、考えています。

保全プログラムと申しますと、要は、1つ1つの機器をどう事業者が管理しているのかというのを、国の、ある意味で審査をしっかりと通す形で考えていまして、例えば、管理指標といったものをどうやって設定しているのかとか、メンテナンス等をやるにあたって、その頻度とか、そういったものをどうやっているのかといったものまで国の目を入れていこうというふうに考えております。

めくっていただきまして、10ページ目は、保全プログラムといったものは、そういった計画をまずは立てるんですが、PDCAを回す、当然、既に保安規定といったものがこのピラミッドの頂点にありまして、その下に、一次文書、二次文書、三次文書と、マニュアルを整備してもらっていますが、個々の点検計画、保全計画などについても、国がしっかりと見てPDCAを回すといった保全プログラムを考えております。

次のページの11ページ目でございますが、これは2番目のポイントでありました停止中、運転中を問わず、検査をできるような体制を考えていますということです。これを見ますと、見てもおわかりのように、運転中であっても、いろいろな保全活動をやっていますし、停止中もいろいろやっています。

ですから、その際にどうやって見るのかということで、今、我々の方で考えているのは、事業者の活動のリスクのレベル、この11ページ目の下の方に、簡単に整理図を書いています。例えば原子炉起動準備のあたりでリスクが増加しますので、そういったところに資源を集中投入する等、そういった新たな検査の体制を組めないかといったことを考えております。

めくっていただきまして、12ページ目は、最後の根本原因分析といったものについては、いろいろ人的過誤の評価に係るガイドライン等、しっかりと我々が検査するにあたって基準となるような、先ほど維持基準とございましたが、そういった基準となるようなものを整備していこうというふうに考えております。

もうお時間がないと思いますので、最後に、これをどういったスケジュールで進めようかと考えているかというのが14ページ目でございます。

この制度は、平成20年度から導入しようと考えています。それで、今は平成18年度で、ちょうど真ん中ぐらいに△で中間報告、まさに、この報告書を今、取りまとめているところなんです。いろいろ皆さんの意見をいただいて、成立しましたら、具体的な検査制度の設計や詳細設計に入っていく予定となっております。

簡単ではございましたが、以上ですね。

この検査制度、フレームワークのようなものは示していると思いますが、じゃあ、例えば、何をどうこうするという点については、まさに、この詳細設計の中で考えていくことになっておりまして、皆さんの方に報告書等をごらんいただいて、いろいろと意見が出しにくいというようなご意見もいただいておりますが、多分、そういうところにあると思います。まだ、方向性、枠組みを示しただけで、具体的なものは明確には出ていませんが、いろいろと、それぞれ、具体的な設計がまた固まってきましたら、当然、この地域の会でも、適宜、紹介させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。

私ども、いろんなところで絡んでいるところのパブリット・コメントは概略だけでも出したいという姿勢でずっと続けてきましたけれど、今回、とても、行政の方が説明を受けても、なかなか、内容がとてもたくさんで、本当はずっと、皆さん、見ていただいただけでも、私たちが、本来、関心が高い部分の、全部さわりなんですね。でも、そのパブリット・コメントの期限がもう数日なのと、やはり、これ、適当に理解して何かを書くというようなレベルのお話でないの、皆さんに諮らねばならないんですが、今回はちょっと時間的に無理だろうということに判断させていただいていいのかどうか。それでなければ、運営委員が、要するに、入り口のところだけの思いを、皆さんの総意の部分ですよ、あまり細かいところに触れないで、それだけはせめて出せというご意見があればそうしますし、どうさせていただいたらよろしいでしょうか。

まだ、細かい部分が出ていないというふうに金城さんがおっしゃるので、また出た後に、今度はどういうふうになるのかというのをまた勉強させていただいて、具体的なところで、要望とか意見とかというのは、反映されるかどうかは別ですけど、そういうチャンスはまた後にはあるとは思いますが、どういたしましょうか。

何か、言っている意味が通じるかどうかわかりませんが、今回の、これに対しますパブリット・コメントに対して、地域の会で、さわりでもいいから出したほうがよろしいのか。今回は、残念ながら、断念してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎新野議長

ありがとうございます。

では、そういうふうに諮らせていただいて、今回は一応さわりをご説明いただいたので、また決定後、また何らかの機会に十分な説明をいただくということにさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

では、事務局さん、その他のところでよろしいでしょうか。

今回、(2)の管理被ばく線量超過の件については、今日はこれで閉じさせていただいてよろしいでしょうか。積み残しがありますでしょうか。

一応、この事象に関してはここでもよろしいですよ。また関連で何か違う引き出しがあいた場合には、継続されると思うんですが。

3, 4号機の再循環系配管についての議論も、一応、今日はこれで質疑が終わったと

いうふうに取り計らってよろしいでしょうか。

では、(4)も、一応、そのパブリット・コメントコメントは断念するということのご意思ですので、今日はほとんどの部分で、今日の段階で、一応、終了したということで、多少の質問の中の積み残しは、ここでまた、次回、お答えいただくということによってよろしく願いいたします。

#### ◎事務局

それでは、事務局から、視察の件につきましてですけれども、皆さんの方に資料、委員の皆さんには委員の皆さん用、内容はほとんど同じなのですが、オブザーバーの関係機関の方には関係機関あてのものになっておりますが。

まず、委員の皆さんへのあれですけれども、視察についてのご案内ということで、時間もあれですので、これをお読みいただければおわかりいただけるかと思いますが、1番の実施日時の中では、この広報センター、ここから出発をいたしたいと思います。7時半出発ですので、7時15分までにここにお集まりをいただきたいということ。

それから、3番の出欠席の連絡は、今月末、8月31日までに事務局へお申し出をお願いしたいと、こう思います。

あと、添付資料につきましては、視察の日程表がついております。

それから、先般の運営委員会におきまして、昨年度、六ヶ所の方へ視察したときと同様に、オブザーバーの皆さんにもお声がけをして参加の希望をとるということで決定をいたしまして、関係機関の皆さんへの視察のご案内が、関係機関の方に、お手元に差し上げてあります。今までの定例会の中で話をしてきたものですから、大体、おわかりというか、存じ上げていただけるかと思いますが、9月29日、30日と、関西電力の美浜原子力発電所、それから、日本原子力研究開発機構のもんじゅを中心に視察をしてくるということでございます。

申し込みの方も、委員さんの場合と同じように、8月31日までに、ここに資料としておつけしました、一番最後のページになりますが、参加申込書を、これは資料としてですので、表・裏に印刷されておりますので、ファクシミリ等で参加の申し込みをいただきたいと、こういうことでございます。

#### ◎新野議長

運転免許証を持っていらっしゃる方っていらっしゃいますか。これ、顔写真がついた、何か、証明なんでしょうから。大丈夫でしょうか。

#### ◎事務局

それから、この美浜発電所の見学というか、視察するに当たりましては、東京電力さんの、この柏崎刈羽原子力発電所の方の随行を条件というか、そういうことになっておりますので、東京電力さんからは一緒にご同行をいただくことになっております。従いまして、それ以外の機関の方で参加を希望なされる場合にはお申し込みをいただきたい。ただ、バスで参りますので、バスの費用につきましてはご負担いただきませんが、原則的にそれ以外の、宿泊ですとか等につきましてはご負担をいただくということをお願いをしたいかと、こう思います。

今、会長さんの方から話がありましたが、今、東京電力さんもしかりです、どこでもそうなんですけど、身分証明が必要ということでここに書いてありますが、運転免許証

が必要でございます。それがなければ、保険証とか、あるいは顔写真がついた何かということであれば一番よろしいんですが、保険証、皆さん、お持ちですよ。今から、ない方とかという場合にはお申し出いただければ、また、それなりのというか、対応をしたいと思いますが。くれぐれも、要らんことですが、それまでに免許証がない状態にはならないようにお気をつけをいただきたいと、こう思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎新野議長

それと、9月の定例会なんですけど、今日は9時を目指して、こういう時間ですよ。それで、9月は運営委員会の中では最後の夏時間ということで7時を設定したんですけど、先ほどのご案内のとおり、エネ庁の方から、広報部長さんがわざわざおいでいただいて、1時間程度かと思うんですが、説明をしていただいた後に質疑があったり、前回からの動きでどういうことが、まあ、ないことを望むんですが、わかりませんので、そうすると、それで7時でいいのかというのがずっとあるんですけど、7時でやってみますか、どうでしょうか。

何か、やっぱり、9時半というのもつらいものがありますよね。6時半だと、9月の頭ですので、まだ真夏のようなあれですけど、せっかくお越しいただく方の時間を端折るとするのはとてもでき得ませんので、6時半でさせていただいて、一般のご案内は7時になっていますけど、緊急動議で6時半ということで可能ならば、その方が安全かなと、今、今日もまた含めて反省しておりますが、いかがですか。

6時半でよろしいでしょうか。やむを得ない場合には少し遅刻してさせていただいて、ぜひ参加していただければと思うんですが。

事務局さん、よろしいでしょうか。急な変更で申しわけないんですが。

また、その間に運営委員会が一度あるので、そこでまたタイムスケジュールを組み直してみますので、また、広報部長さんの方も含めて、よろしくお願ひします。

次回は第一なので、6日だったと思ひます。10月が、やっぱり第一なんですけど、10月は、今、運営委員会の中での報告でご存じかもしれませんが、西山へ行きましようということになっています。11月が刈羽に行きましようということになっています。両方とも第一水曜日を今、考えています。時間は、もう10月ですので6時半からで、10月は、普通だったら、視察直後ですので、その皆さんの感想を聞かせていただく時間を十分とりたいとは思ひているんですが、それに加えて、西山と刈羽に出向いて、去年はそこでやる特別のセレモニー的なものもなかったんですけど、ちらっと、この間の運営委員会の中で、西山の人には、西山での、地域の独特というか、地域の方たちの、常に話題に上る、発電所と暮らすためのいろんな疑問や聞きたいこととかについているようなものもあるように伺うので、できたら、その近隣や知り合いの方からの、その地区の、西山でやるときには西山の人たちの声を極力、委員さんが吸収していただいて、オブザーバーは発言できないので、委員さんの方から代弁していただくしかないんです。そういうこともしていただくと本当はいいのかなと思ひましたので。その後は刈羽になりますので、刈羽には刈羽の、特有のというのはないのかもしれないんですが、またその近くで暮らす人の、何か、本当に小さいことでいいんですよ。そういうものを私たちが代弁できるということが非常に、こういう環境にあるので、そういうことがもし1つでも

できればなと思いますので、また時間がありますので、ちょっと検討してみてください  
ますか。よろしく申し上げます。

◎事務局

じゃあ、それで、その他についてはないようでございます。

私は、今日、実は、学校の先生方を対象にしました視察に行っまいりましたんで後  
半しか出れませんでしたけども、おわび申し上げたいと思います。

それじゃあ、今日の定例…。

◎浅賀委員

すみません。2つほど、その他で。

前回の産文で行いましたことで、市民の方から、とてもよくわかって非常によかった  
ので、ああいうことを、やっぱり、時々やっていただくと、足も向くし、関心も持てる  
という連絡をいただきました。

それから、もう1点は、広報紙の視点の、私が苦慮しているんですが、書いていただ  
くのをお願いするのに、何か文章を事務局でつくっていただけないでしょうか。

◎新野議長

あるんですね。依頼文章があるんです。

◎事務局

皆さんの方にお渡しをしてあるはずだと思いますが、ございますので、また改めて差  
し上げます。

◎新野議長

依頼のモデル文章を2カ月ぐらい前につくりましたので、それがありますので、お渡  
しできるかと思います。

◎事務局

事務局から要らんことになるのかもしれませんが、皆さんにお願いしたところ  
での漏れ聞く、漏れでもないでしょうかね、写真を掲載というのになかなか抵抗があるよ  
うで、もし機会があったら、皆さんの中で検討してもらえればと、こう思います。写真  
を出すというのに、何かお願いするのに抵抗というか、苦慮なさっているやに聞いてお  
りますので、要らんことですが、それだけでございます。

それでは、今日の定例会を、じゃあ、これで閉じさせていただきたいと思います。

お疲れさまでございました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21 : 30 閉会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・